

健康保険のしくみ

1. 健康保険組合とは
2. 当組合の保険料
3. 保険給付とは
4. 医療費のお知らせ
5. 保健事業

健康保険組合とは

公的な医療保険制度のひとつである健康保険を運営する組織で、
国から認可を得て設立することができる公法人です。

※社員700人以上の企業であれば、国の認可を受けて単独で設立
(単一健保組合) することができます。

デクセリアルズ健康保険組合は、
平成25年12月1日に設立されました。

健康保険組合の運営

「事業主の代表」と「社員の代表」である同数ずつの議員によって、健康保険法に規定される範囲の中で自主的、民主的に運営しています。



組合会	組合会は、国でいえば国会のような最高の議決機関で、「何をどのように行うか」を決めるところです。規約、保険料、事業計画、予算、決算など重要事項を決めます。組合会は、事業主が選んだ選定議員と被保険者が選挙で選んだ同数の互選議員で構成されています。
理事会	理事会は、国でいえば政府のようなもので、組合会で決められたことを執行する機関です。理事会は、選定議員と互選議員の中から選ばれた、それぞれ同数の理事で構成されています。
理事長	選定議員から出た理事の中から、理事長1名を選びます。理事長は組合運営の最高責任者で、組合を代表します。
常務理事	理事会の同意を得て、理事長が理事のうちから常務理事を指名します。常務理事は理事長を補佐し、日常の事業運営に必要な事項の処理にあたります。
監事	監事は2名で、選定および互選議員の中から各1名を選出し、業務の執行や財産の状況について監査します。

健康保険組合の役割

健康保険組合が果たす大きな 2 つの役割があります。

1. 保険給付事業

社員やご家族の病気やけが、傷病による休業、出産、死亡などに対して、医療費の負担や各種給付金を支給しています。

2. 保健事業

社員やご家族の「健康づくり」をサポートするための健康情報の提供、病気の予防を目的とした各種健診の提供など、さまざまな事業を行っています。

健康保険組合のメリット

1. 自主的に保険料率の設定ができ、
社員の保険料負担割合を折半より少なくすることができる
2. 独自の付加給付（上乗せ給付）を実施することで、
社員や家族の負担などが軽減できる
3. 会社の福利厚生を代行して、人間ドックの助成や運動
奨励事業など疾病予防につながる保健事業を実施できる

社員の皆さんやご家族の実態に合わせた、きめ細かいサービスを提供しています。

健康保険に加入する人

- 本人は「被保険者」として加入

会社に働き保険料を納めて健康保険組合に加入している本人を「被保険者」といいます。

※健康保険の資格は、入社した日に取得し、退職した日の翌日に失います。

- 家族は「被扶養者」として加入

被保険者に扶養されている家族のことを「被扶養者」といいます。

被扶養者となるためには一定の条件を満たしていることが必要で、健康保険組合の認定を得なければなりません。

保険料の種類

保険料は何のために使われるのか

健康保険組合に納める保険料には、3種類あります。

1. 一般保険料（基本保険料と特定保険料に区分されます。）

- ①基本保険料：加入者の皆さんの医療の給付、保健事業などにあてる保険料
- ②特定保険料：高齢者の医療を支援するために国に納付する保険料

2. 調整保険料

高額医療費負担が発生した組合や財政窮迫組合の助成にあてるために
全国の健康保険組合が共同で拠出している保険料

3. 介護保険料

40歳以上65歳未満の方が負担する保険料で、介護保険を維持するために
国に納付する保険料

保険料の合計の約半分は、高齢社会を支えるために国に納付されます。

2. 当健保の保険料

当健保の保険料率

保険料率は、各健康保険組合の財政状況によって異なります。

	一般保険料率	介護保険料率
被保険者負担率	4.23%	0.900%
事業主負担率	5.73%	0.900%
合 計	9.96% (調整保険料率を含む)	1.80% (40～64歳の被保険者は負担)

(令和7年度)

※一般保険料率は3%～12%の範囲内で、健康保険組合の実情に応じて決めることができ、被保険者と事業主の負担割合も、健康保険組合の実情により、自主的に決めることができます。

※調整保険料率は1.3%に、その健康保険組合の財政に応じた若干の増減率（修正率）を乗じて決められます。

※介護保険料率は国より割り当てられる納付金をまかなうことができるように設定されます。

保険料の計算方法

被保険者と事業主は、毎月の給与と賞与から収入に応じた保険料を納めます。

<保険料の計算方法>

毎月納める保険料 = 標準報酬月額 × 保険料率

賞与から納める保険料 = 標準賞与額 × 保険料率

※報酬額を一定の範囲に応じて定めた標準額（標準報酬月額）にあてはめて、保険料を計算します。

※報酬には、給料・手当など労働の対価として受けるものすべてが含まれます。
ただし、慶弔金など臨時収入となるものは除かれます。

※標準賞与額は、賞与の1,000円未満の端数を切り捨てた額です。
ただし、年間の累計573万円を上限とします。

3. 保険給付とは

保険給付とは

業務外で発生した病気やけが、または、出産および死亡した場合に各種の給付金を支給します。これらの、診療を提供したり給付金を支給することを「保険給付」といいます。

健康保険を扱う病院や診療所の窓口でマイナ保険証等を提出すると、次のような療養を受けることができます。

<健康保険の適用が認められている療養の範囲>

1. 診察
2. 薬剤または治療材料の支給
3. 処置、手術その他の治療
4. 在宅療養・看護
5. 入院・看護

※勤務中や通勤途中のけが は、健康保険ではなく 労災保険が適用されます。

3. 保険給付とは

健康保険が使えるときと使えないとき

健康保険の給付の対象となるのは、治療方法として安全性や有効性が認められ、あらかじめ国によって保険の適用が認められている療養に限られます。

×健康保険が使えないとき	○健康保険が使えるとき
仕事や日常生活にさしさわりのないソバカス、アザ、二キビ、ホクロ、わきがなど	治療を必要とする症状があるもの
回復の見込みがない近視、遠視、乱視、斜視など	視力に変調があつて保険医にみてもらったときの診察、検査、眼鏡の処方せん
美容のための整形手術	けがの処置のための整形手術
健康診断、生活習慣病検査、人間ドック	診察の結果、治療が必要と認められた場合の治療
予防注射、予防内服	傷口から感染している可能性がある場合の破傷風の予防注射
正常な妊娠・出産	妊娠高血圧症候群、異常出産など、治療する必要があるもの
経済的理由による人工妊娠中絶	経済的理由による場合以外の母体保護法に基づく人工妊娠中絶

3. 保険給付とは

保険給付が制限されるとき

次のような場合には保険給付が制限されます。

全部を制限 (埋葬料以外)	・ 故意に事故をおこしたとき
全部または 一部を制限	・ けんか、泥酔などが原因のとき ・ 詐欺、その他不正に保険給付を受けたり、受けようとしたとき ・ 健康保険組合が指示する質問や診断などを拒んだとき
一部を制限	・ 正当な理由もないのに医師の指示に従わなかったとき

保険給付を行う方法

- 保険給付を行う方法には、「現物給付」と「現金給付」の二つの方法があります。

1. 現物給付：治療のために医療そのものを給付する方法

2. 現金給付：治療にかかった費用を給付する方法

- 現物給付と現金給付には、「法定給付」と「付加給付」の二つがあります。

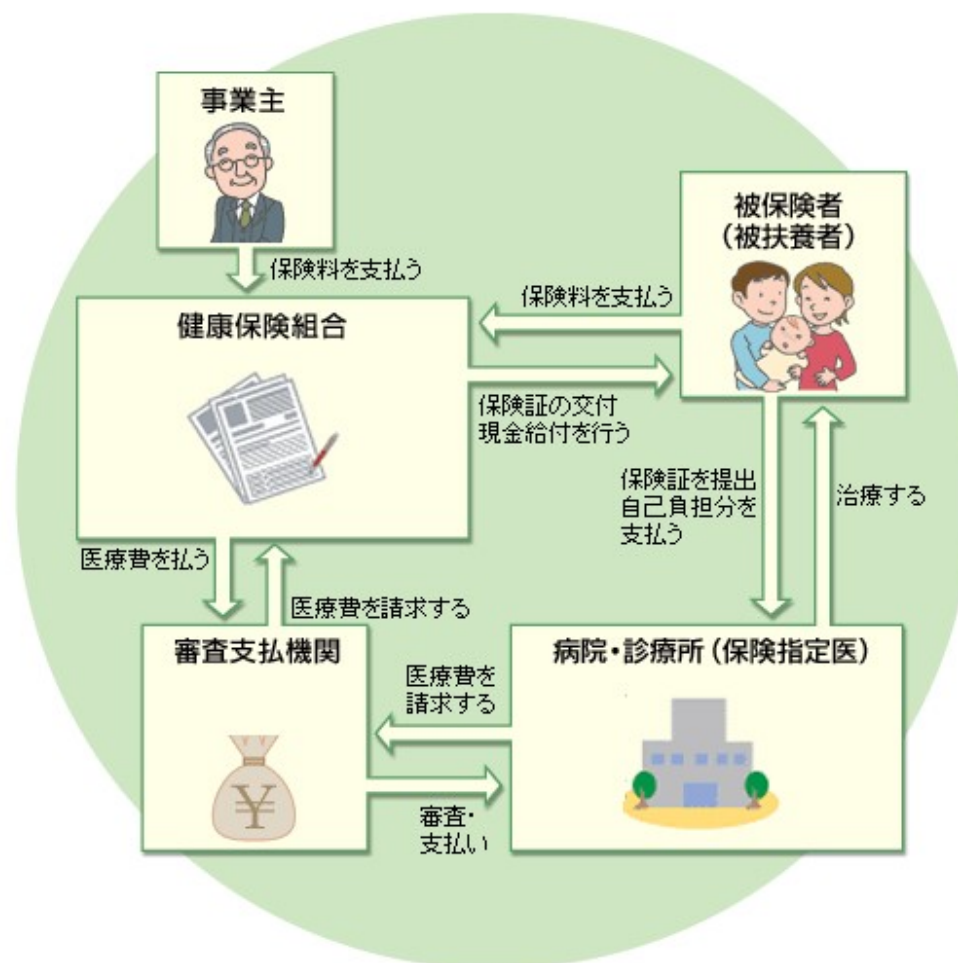
1. 法定給付：健康保険法で定められた給付

2. 付加給付：各健康保険組合が独自の設定し、
法定給付に上乗せして支給される給付

4. 医療費のお知らせ

医療費支払いのしくみ

医療費の請求および支払いは、社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関を通じて行われます。このため健康保険組合に医療費が請求されるのは、おおよそ2ヵ月後となり、健康保険から皆さんに給付金が支給されるのは、診療月の3ヵ月後以降に行われることになります。



4. 医療費のお知らせ

医療費のお知らせ

皆さんが支払った医療費や健康保険組合が負担した給付金などがわかる「医療費明細」を作成し、お知らせしています。

※医療機関の窓口では、初診料・検査料・処置料など項目ごとに医療費が記入された領収書や、より詳しい医療情報が記載された明細書を発行してくれます。
後日通知される「医療費明細」と照らし合わせてチェックするように心がけましょう。

保健事業

皆さんがより健康で充実した生活を過ごせるようにするためのサポートを行っています。

- 健康診断

人間ドック、健診の費用を一部補助します。

- 特定健診・特定保健指導

40～74歳の方を対象に、メタボの予防・改善を支援します。

- インフルエンザ予防接種費用の補助

インフルエンザ予防接種の費用を一部補助します。

- 歯科検診に対する補助

歯科検診に対する費用を一部補助します。

- 健康づくり

健康づくり事業については、健保ホームページまたは事業所からご案内します。